

## 提言 ↓ 産業医・産業保健スタッフの役割

# 医療の専門家または第三者の立場から 話題を提供して意見交換を促す

ジャマト株式会社 人事部門付 統括産業医 西賢一郎

働く人々が安全で快適・健康に働くことができる対策を事業主に講じることを目的として、1972年（昭和47年）に労働安全衛生法が制定されました。その第3条には事業者の責務として働きやすい職場環境をつくることや労働条件の改善を通じて労働者の安全と健康を守ることを掲げています。労働者にも労働災害を防止するため、必要な事項を守ることや事業者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めること（第4条）とされています。つまり、労働災害防止の取り組みは労使が一体となって行う必要があります。そのため、安全衛生に関する事柄について労使が意見交換する機会として、安全委員会や衛生委員会等が設置されています。委員会では、労働者の危険や健康障害を防止する

ための基本対策（労働災害の原因及び再発防止対策等）などの重要事項などについて、労働者の意見を反映させるよう十分な調査や審議を行います。審議をした結果は事業者に見て述べられ、事業者は各種活動を行うていくこととなります。

本稿では、私たちが安心安全に仕事ができるよう、産業医や産業保健スタッフ（看護職、衛生管理者など）が委員会をより効果的に機能させるための役割や方法をご提案します。

### 安全衛生活動における 産業医・産業保健スタッフの 役割

安全衛生活動（管理）において、産業医や産業保健スタッフは働く人々の健康確保のために必要な専門知識を持ち、事業者（職場の管理

者）への助言・指導や働く人々への対応などを実践する立場にあります。

労働安全衛生法制定当時は粉じんや化学物質などの作業に起因する職業病対策が主に行われていました。こうした問題は作業環境が良くなることで少なくなり、一方で生活習慣が影響する病気（高血圧など）が大きな課題となってきました。仕事を

することによって悪化する作業関連疾患、過重な負荷での脳・血管疾患による過労死等への対策、ストレスによるメンタルヘルス不調の問題など、働く人々を取り巻く健康課題は多様性を見せています。産業保健活動の主体は事業者ですが、実際の対応に当たる産業医や産業保健スタッフの役割や重要性はますます大きくなっていきます。

法的にも、2019年（平成31年）4月の働き方改革に関連した労働安全衛生法などの法改正により、産業医や産業保健スタッフの権限が強化されました。その一方で、産業医は「労働者の健康管理などを行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない」という、働く人々の健康確保のために必要な新しい知見や専門知識を常に更新して対応する理

念規定も創設されました。そのため、日本産業衛生学会等の学会や関係する研修会に参加し、書籍を読むなど自己研鑽をしっかりと行う姿勢が求められます。これらから得た知識を職場において十分発揮することにより、産業医や産業保健スタッフの存在意義はさらに高まるでしょう。

### 産業医・産業保健スタッフの 関わり方による委員会の変化

安全・衛生委員会は月1回の頻度で労使の代表が職場の安全衛生に関する問題について意見を交わし審議する機会です。産業医もそのメンバーとして出席が求められます。委員会で審議された事項を元に、事業者はその問題について対策を講じます。しかし、委員会によっては、労災事故や健康管理の情報など報告事項を伝えるだけで、職場の問題について議論がなされないケースも見られます。そうなると委員会が形骸化し、マンネリ化につながってしまいます。それを避けるためには、産業医や産業保健スタッフが毎回出席し、職場の課題に関して議論すべきことや季節に応じた健康に関する話題提供することが大切です。それにより、出席者の意識変化を促すことに





